



佐賀県公報

平成19年
3月30日
(金曜日)
第12885号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び指定介護予防

サービス事業所の名称の変更 (二六六・長寿社会課) 一

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の名称の変更

(二六七・") 一

○吉野ヶ里歴史公園の入園料及び駐車場の使用料を免除する日

(二六八・まちづくり推進課) 一

○県道の路線認定

(二六九・道路課) 二

○道路の区域の変更

(二七〇・") 二

○")

(二七一・") 二

○道路の供用開始

(二七二・") 二

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課) 三

○土地改良区役員の就任届

(農地整備課) 三

○ 告 示

●佐賀県告示第百六十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条及び第百十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称		所在地	変更年月日
	旧	新		
訪問介護及び介護予防訪問介護	鳥栖	二チイケアセンター鳥栖	鳥栖市元町一三七六番地一	平成一九・四・一

●佐賀県告示第百六十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	変更年月日
アイリスケアセンター鳥栖	鳥栖市元町一三七六番地一	平成一九・四・一

●佐賀県告示第百六十八号

佐賀県立都市公園条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十二号)第十条第五号に規定する知事が別に定める日を次のとおり定めた。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

年 月 日	免除する使用料等
平成十九年四月二十九日	入園料及び駐車場の使用料
平成十九年五月四日	入園料及び駐車場の使用料
平成十九年五月五日	入園料(小学校児童及び中学校生徒に限る。)及び駐車場の使用料

◎佐賀県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成十九年三月三十日から平成十九年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

整理番号 三四八	路線名 新鳥栖停車場線	起点 新鳥栖停車場	終点 一般国道三四号交点	重要な経過地
-------------	----------------	--------------	-----------------	--------

◎佐賀県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月三十日から平成十九年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域		変更前の別の幅員メートル	延長メートル
	区 間	後		
一般国道 二六四号	佐賀市成章町一七一番一地先から 佐賀市堀川町一七一番地先まで		六九・三 一〇・八	五三八・一

◎佐賀県告示第百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月三十日から平成十九年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域		変更前の別の幅員メートル	延長メートル
	区 間	後		
一般国道 二〇七号	鹿島市大字高津原字横沢笹四〇 六九番二地先から 鹿島市大字高津原字薬師笹四二 一四番四四地先まで		三一・二 一六・〇	二七三・五
	鹿島市大字高津原字横沢笹四〇 六九番二地先から 鹿島市大字高津原字薬師笹四二 一四番四四地先まで	前	一四・四 一一・〇	二七三・五

◎佐賀県告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年三月三十日から平成十九年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市大字高津原字横沢笹四〇六九番二地先から 鹿島市大字高津原字薬師笹四二一四番四四地先まで	平成一九・三・三〇

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年3月30日

佐賀県知事 古 川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

鹿島市大字高津原字二本松3542番3、3542番7、3544番2、3545番5、3545番9及び3545番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀市鍋島町大字八戸1394番地1
株式会社ミサワホーム佐賀
鹿島市大字高津原3544番地
永田正美

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北茂安土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成19年3月30日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	白水 安彦	三養基郡みやき町大字白壁998番地4	平成19年3月4日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、平成19年3月23日新堤土地改良区の解散を認可した。

平成19年3月30日

佐賀県知事 古 川 康

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年三月三十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷